

## 都道府県別の登録等の手続について（神奈川県用）

### 1 担当窓口（受付窓口）

(公社) 神奈川県宅地建物取引業協会(横浜市中区住吉町6-76-3(神奈川県不動産会館2階))

横浜市営地下鉄関内駅9番出口 徒歩3分

横浜高速鉄道みなとみらい線馬車道駅3番博物館口 徒歩3分

JR根岸線桜木町駅新南口(市役所口) 徒歩4分・JR根岸線関内駅北口 徒歩7分

受付時間 午前9時30分～11時30分・午後1時～4時

※ 年末年始及び祝日を除く月曜日から金曜日まで

電話 045-633-3036(直通)

URL <https://www.kanagawa-takken.or.jp>



### 2 必要申請書類

登録申請に必要な書類および申請書等のダウンロードはこちら

神奈川県国土整備局事業管理部建設業課(宅地建物取引士資格登録の申請について)

URL <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u2h/cnt/f531874/p15662.html>



### 3 留意事項

- ア 令和7年度宅地建物取引士試験合格者が、法定講習免除で宅地建物取引士証の交付申請を行う場合の交付申請書提出期限：令和8年11月26日(木)  
※ 事前に宅地建物取引士資格登録が完了している必要があります。登録申請から登録完了までは、繁忙期には40～60日程度かかりますので、法定講習免除で宅地建物取引士証の交付申請をご希望される場合は、令和8年10月2日(金)までに登録申請を行ってください。
- ※ 令和8年11月27日(金)以降に宅地建物取引士証の交付申請を行う場合は、法定講習の受講が必要となるのでご注意ください。
- ※ 令和8年4月1日(水)以降に宅地建物取引士資格登録申請や宅地建物取引士証の交付申請を行う場合は、担当窓口が変更となる場合がありますので、ご留意ください。
- イ 登録手数料(37,000円)は、受付窓口で現金にて納付ください。事前の振込も可能です。
- ウ 申請時に宅建業に従事している方は、宅地建物取引業法第48条第1項に定める勤務先発行の「従業者証明書(法令様式第8号)」も持参してください(郵送の場合はコピーを同封)。
- エ 登録申請書の住所・本籍地コードは、地方公共団体情報システム機構のホームページ(<https://www.j-lis.go.jp/>)に掲載されています。なお、インターネットを御利用できない場合は、登録申請の受付窓口で「市区町村コード表」を参照して記入できます。
- オ 登記されていないことの証明書は、住所地等に関わらず全国の法務局・地方法務局(本局)で入手可能ですが、神奈川県内では横浜地方法務局 戸籍課 電話 045-641-7976(直通)のみで入手可能です(郵送不可)。申請の際は、住民票等に記載されているとおりの住所・本籍をご記入ください。住所、本籍の記載を誤りますと再度取得が必要となります。

- カ 住民票（抄本・個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの）が必要となります。外国籍の方は「国籍」「在留カード・永住者証明書番号」「在留資格」の記載のある住民票（抄本）が必要です。
- キ 身分証明書、登記されていないことの証明書（または医師の診断書）及び住民票（抄本）は、申請前3か月以内に発行されたものが各1通ずつ必要です。外国籍の方は身分証明書に代わる禁治産者・準禁治産者・破産者に該当しない旨の誓約書を提出していただきます。
- ※ この「身分証明書」は、運転免許証等のことではなく、本籍地の市区町村で取得可能な禁治産・準禁治産者名簿に記載がないこと等を証する証明書です。
- ク 合格証書は、コピー1部が必要です。合格証書、従業者名簿、登録実務講習修了証の氏名に変更があった場合には、戸籍抄本（申請前3か月以内に発行されたもの）も必要です。
- ケ 登録に必要な実務経験を証する書面のうち実務経験証明書には、「従業者名簿」の写しを添付してください。「従業者名簿」の写しは本人の記載があるページの余白に、実務経験先の宅地建物取引業者の証明権限のある方に「原本の内容と相違ありません。」と記入し、証明日・会社名・代表者氏名の記載をしてもらってください。
- ※ 実務経験は、申請前10年以内のものに限ります。
- ※ 申請者が実務経験先の役員に就任している場合は、他の宅地建物取引業者に証明していくだく必要があります。
- ※ 登録実務講習修了証は、修了日から10年以内のものに限ります（原本提出）。
- コ 代理人による申請はできません。
- サ 郵送による申請も可能です。郵送の場合は、本人確認書類の写し（運転免許証、個人番号カード表面等）が必要です。